

自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩手県が発付する自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載を適正に行うため、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 要領第4条に規定する県が定める基準について、次のいずれかに該当する者の広告は掲載しない。

- (1) 広告掲載の申込み日において、県税について滞納がある者
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の28第1項の規定による通告処分を受けた者で、広告掲載の申込み日において、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していない者
- (3) 県税に係る重加算金を徴収された者で、広告掲載の申込み日において、当該重加算金を納付した日から2年を経過していない者
- (4) 県税に係る滞納処分を受けた者で、広告掲載の申込み日において、当該滞納処分を受けた日から2年を経過していない者

2 要領第4条に規定する県が定める基準について、次のいずれかに該当するものは、自動車税種別割納税通知書用封筒に掲載することができない。

- (1) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- (2) たばこ製品及び酒類に関するもの
- (3) 自動車税種別割の納付に当たり、税の趣旨や納付方法などについて納税者に誤解を生じさせるおそれがあるもの

(広告へ掲載する問い合わせ先等の基準)

第3条 要領第4条に規定する県が定める基準について、要領第10条第2項第1号に規定する広告に表示する問い合わせ先の表示基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、電話番号は、市外局番を含む固定電話番号を表示するものとする。ただし、県が個別事情を勘案したうえで、これにより難いと認める場合はこの限りでない。
- (2) 通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料等を明示するものとする。
- (3) 携帯電話番号を表示する場合は、プリペイド方式の契約のものであってはならないものとする。

2 ウェブサイトのURLを表示する場合は、表示されたサイトから岩手県広告取扱要綱第2条、岩手県広告取扱基準第4及び第5並びに第2条に掲げるもののいずれかに該当する運営者又は内容のサイト（以下、「広告掲載の要件に該当するサイト」という。）へリンクが貼られてはならないものとする。

3 電子メールアドレスを表示する場合は、インターネット接続サービス機能がある携帯電話のメールアドレス、無償で提供されるいわゆるフリーメールのアドレスその他メールアドレスの取得に際し本人確認が十分に行われていないと認められるものは、表示を認めないものとする。

4 インターネットサービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にする二

次元バーコードを表示する場合は、広告主は当該二次元バーコードが確実に機能することを県に対して保証するものとする。この場合において、その接続先及びその接続先からのリンク先は、広告掲載の要件に該当するサイトであってはならないものとする。

附 則

この基準は、平成20年11月18日から施行し、平成21年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この基準は、平成25年11月18日から施行し、平成26年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この基準は、平成30年11月6日から施行し、平成31年度分の自動車税納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月23日から施行し、令和3年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この基準は、令和3年11月29日から施行し、令和4年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。

附 則

この基準は、令和6年11月20日から施行し、令和7年度分の自動車税種別割納税通知書用封筒広告から適用する。